

(PLG 委員会:2023-①)

2023年10月1日

プールライフガーディング指導員 各位

JLAアカデミー本部  
本部長 佐藤 洋二郎  
プールライフガーディング委員長 大塚 敏幸

### 講習指導内容等のあり方について(通知)

平素より、指導員の皆様方には大変お世話になっております。

さて、この度、現行の指導内容の修正や確認を含め、この機会をもって整理をさせて頂きましたのでご報告させていただきます。

つきましては、以下の内容を踏まえ、今後は各々の準備が整い次第適宜展開を頂きますようお願い申し上げます。

なお、現下で整理した主な内容は以下となりますが、既知のとおり、2022年度から講習の内容にも関わる部分については JLA メディカルダイレクターを交えた医科学的な見地による更なる精査が様々行われているところがございます。また、同精査等を含む各種都合も相まって、教本改正並びに指導要領等の改正も当初の予定から遅滞しており、情報発出時機の都合上、皆様への共有も遅延している現況でございます。

従いまして、前述する情報共有の遅れを少しでも解消すべく、プールライフガーディング講習の教育内容に関する案件につきましては、当面、本書のような通知等を施しながら、該当する指導員等関係する皆様方に情報共有を行いたいと存じます。

指導員等関係する皆様方には大変なご不便とご不自由をおかけすることと存じますが、ご理解の程、何卒、よろしくお願い申し上げます。

### 今回の整理変更する内容 (※説明資料あり)

- 1, 人工呼吸の方法や手技の要領について
- 2, 頸椎カラー及び全脊柱固定器具(通称:バックボード)の取り扱い関係について
- 3, 図上訓練の導入について

以上

#### 【担当】

JLA アカデミー本部プールライフガーディング委員会

大塚 敏幸

電話:070-1400-3669(個人)

mail:toshiyukiotsuka453@gmail.com(対応専用)

mail:poseidon\_aqual@yahoo.ne.jp(個人)

## ■整理変更する内容の説明

### 1. 人工呼吸の方法や手技の要領について

先般、「各種講習会の今後の開催方針について(2023年4月5日JLAアカデミー本部長発出)」において、人工呼吸方法に関する方針が発出されました。特に、人工呼吸の方法については「レサシテーションマスク(フィルター付き)の使用法についてのデモンストレーションを行う」と指示されておりますことから、当該講習会においても「レサシテーションマスク(フィルター付き)の使用法についてのデモンストレーション」を取り入れた内容を応じて試行頂きたいと思えます。

つきましては、以下内容にご理解を頂きまして、対応方お願い申し上げます。

#### 【当該導入のねらい】

- ・今回の方針発出は感染予防対策を兼ねた対応であることを踏まえ、これを用いる主な有用性と有害性をご説明頂きながら、当該資器材を用いたデモンストレーションを前向きに導入して頂きたいこと。
- ・当該資器材の使用については、将来、講習の教育内容の中でも取り込まれることが予想されることから、今後の可能性や教育内容の発展・向上を鑑みて、2023年度はその移行期と捉えて前向きな導入とともに試行して頂きたいこと。

#### 【当該導入に伴う具体的な変更内容】

・総論的な変更等は以下のとおり。

- ①現下の指導は、概ね、既定の指導要領(最終更新日:2019年2月1日版)の内容に準じます。
- ②この導入を機に、プールライフガーディング講習会及びアドバンス・プールライフガーディング講習会の一次救命処置に関わる実技講習の基本要件を変更させて頂きたいと思えます。その具体的な内容は、感染防止並びに訓練事故防止の観点から、既定の指導内容欄等に記載される歴史的・観念的要件である「生体を用いる」という限定的な要件を変更し、世間一般的にも通用する安全を優先した「訓練人形(ダミー)あるいは必要に応じて生体を活用して指導・伝達すること」という要件へ変更・更新して参りたいと存じます。ゆえに、今後行う当該講習会につきましては、最低でも1器の訓練人形(※受講者2名あるいは3名につき1器が望ましい)をご用意頂き、口対口人工呼吸法の説明や展示はもとより、マスクによる人工呼吸や胸骨圧迫を伴う実技説明や展示、あるいは受講者に対する手技の確認等の場面においては、訓練人形(ダミー)を積極的に使用して頂きますようお願い申し上げます。

・各論部の変更等は以下のとおり。

#### ①プールライフガーディング講習会について

特に、指導要領【実技】の第10章「プールライフガードによる一次救命処置」部分が主な対象となります。

- 1:CPR 等人工呼吸を要する伝達については、口対口人工呼吸(感染防止等の準備を整えたもの)のみではなく、口対器具人工呼吸(レサシテーションマスク(フィルター付き))による方法論も伝達願います。その際は、当該器具の説明や展示などを含み、主な有用性と有害性を含んだ説明をお願い致します。
- 2:実技に際しては、感染防止並びに訓練事故防止の観点から、基本要件を「訓練人形(ダミー)あるいは必要に応じて生体を活用して指導・伝達すること」に変更して対応をお願い致します。今後行う当該講習会につきましては、最低でも1器の訓練人形をご用意して頂き、人工呼吸や胸骨圧迫を要する説明や展示、あるいは受講者に対する手技の確認等の場面においては訓練人形(ダミー)を積極的に使用して頂きますようお願い致します。
- 3:当該資器材を用いたデモンストレーションを試行する際は、既定の持ち時間である約50分の中で応じて対応して頂き、資器材の簡易説明に加えて、条件が整っている場合は実際の吹き込みを展示頂きますようお願い致します。
- 4:当該資器材を用いたデモンストレーションを試行する際の手技要領については、まずは基本的

手技の展示で結構です。なお、受講者の数や力量を鑑みて、裁量の範疇として、他の手技を付則展示頂いても結構です。

◎基本的な手技＝指導者が患者の頭側部から接近し、両手母指球を用いたマスク圧着による気道確保(頭部後屈(+下顎挙上))とともに呼気吹き込みを行うもの。

(例:人工呼吸のみの継続、CPRの二人法)

◎他の手技＝指導者が患者の左右どちらかの側から接近し、両手母指球を用いたマスク圧着による気道確保(頭部後屈(+下顎挙上))とともに呼気吹き込みを行うもの。

(例:人工呼吸のみの継続、CPRの一人法)

#### —5:注意事項

◎レサシテーションマスクを用いて「実際の呼気吹き込み」が行えるのは、フィルター付きのレサシテーションマスクがあり、訓練人形(ダミー)が準備されている場合のみです。従って、当該マスクが用意できていても、訓練人形(ダミー)が準備されていない場合は、その要領の展示のみとなります。決して、生体への吹き込みは行わないでください。

◎フィルターが無いレサシテーションマスクの場合には、訓練人形(ダミー)の準備可否に関わらず、直接の吹き込みは行えません。その際は、その要領の展示のみに留めてください。

#### ②アドバンス・プールライフガーディング講習会について

特に、指導要領【実技】の第10章「プールライフガードによる一次救命処置」部分が主な対象となります。また、指導要領【学科】【実技】の各第8章「頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の救助」部分における補足(付則)の説明にも活用ください。

—1:CPR等人工呼吸を要する伝達については、口対口人工呼吸(感染防止等の準備を整えたもの)のみではなく、口対器具人工呼吸(レサシテーションマスク(フィルター付き))による方法論も伝達ください。その際は、既知のとおり、当該器具の説明や展示などを含み、有用性と有害性を含んだ説明をお願い致します。

—2:実技に際しては、感染防止並びに訓練事故防止の観点から、基本要件を「訓練人形(ダミー)あるいは必要に応じて生体を活用して指導・伝達すること」に変更して対応をお願い致します。今後行う当該講習会につきましては、最低でも1器の訓練人形をご用意して頂き、人工呼吸や胸骨圧迫を要する説明や展示、あるいは受講者に対する手技の確認等の場面においては訓練人形(ダミー)を積極的に使用して頂きますようお願い致します。

—3:当該資器材については、現行既定の「指導上の留意点」にも当該資器材の使用が規定されているところではありますが、現実的などころ、受講者様の全てに個々ご準備を頂くことは難しいと思えます。よって、デモンストレーションを試行する際は、指導者側の手持ちの資器材を有効に活用頂き、既定の持ち時間である約60分の中で応じて対応して頂き、資器材の簡易説明に加えて、条件が整っている場合は実際の吹き込みの展示や訓練を行って頂きますようお願い致します。

—4:当該資器材を用いたデモンストレーションを試行する際の手技要領については、既定の基本的な手技の展示等で結構です。なお、受講者の数や力量を鑑みて、裁量の範疇として、他の手技を付則展示頂いても結構です。

◎基本的な手技＝指導者が患者の頭側部から接近し、EC法あるいは両手母指球と中指・環指・小指を用いたマスク圧着による気道確保(下顎挙上)とともに呼気吹き込みを行うもの。

◎他の手技＝指導者が患者の左右どちらかの側から接近し、EC法あるいは両手母指球と中指・環指・小指を用いたマスク圧着による気道確保(下顎挙上)とともに呼気吹き込みを行うもの。

#### —5:注意事項

◎レサシテーションマスクを用いて「実際の呼気吹き込み」が行えるのは、フィルター付きのレサシテーションマスクがあり、訓練人形(ダミー)が準備されている場合のみです。従って、当該マスクが用意できていても、訓練人形(ダミー)が準備されていない場合は、その要領の展示のみとなります。決して、生体への吹き込みは行わないでください。

◎フィルターが付属しないレサシテーションマスクの場合には、訓練人形(ダミー)の準備可否に関わらず、直接の吹き込みは行いませんので、その要領の展示のみとなります。

【その他】

- ・既知のとおり、全国各々講習会の受講者数には相当の人数差が生じています。当該資器材の導入に伴う講習指導においては、指導者の数や力量はもとより、受講者の数、受講者の力量等々を勘案しながら、無理の無い範囲で、前向きに試行頂ければ幸いです。
- ・全国各々講習会においては訓練人形(ダミー)の準備に難渋する場面もあるかと思いますが、将来的な訓練事故防止という観点から、訓練中は最低でも1器の訓練人形(ダミー)をご配備頂きますようご検討頂きながら、無理の無い範囲で、前向きに試行頂ければ幸いです。なお、当該資器材の借用相談につきましては、JLA アカデミー本部においても応じて検討させていただきます。
- ・フィルター付きレサシテーションマスクの準備について、まずは主管者様あるいは担当の指導員側において導入・準備をご検討頂き、準備が整い次第応じて試行を頂きたいと存じます。勿論、準備が間に合わない場合におきましては、当該講習中における口頭説明や写真説明等でも結構です。
- ・2023年度については、受講者様への絶対的な購入や事前準備を求めません。2024年度以降のあり方につきましては前向きな導入を目指して検討中でございますことご了承ください。
- ・感染症対策にまつわる対策や対応については、今後の社会的動向や JLA 本部からの通知等によって変更・修正する場合がありますことご承知おきください。
- ・当該指導についてご不明な点、あるいは確認事がございましたらプールライフゲーディング委員会(担当:大塚)までご連絡ください。

【参考】

指導者等によるレサシテーションマスク展示に関する要件のまとめ

	訓練人形(ダミー) 準備あり	訓練人形(ダミー) 準備なし=生体	附 則
レサシテーションマスク (フィルターあり)	呼吸吹込み (○)	呼吸吹込み (禁忌) ・ 使用の展示や例示 のみ	【呼吸吹込みについて】 ・主な有用性:感染防止など ・主な有害性:不確実な気道確保では胃部への呼吸流入、過流量の際は肺の過膨張や胃部への呼吸流入など。 【注意】 ・呼吸吹込みを行う際は、個人のマスクでのみ可能であり、他者との使い回しは禁止する。
レサシテーションマスク (フィルターなし)	呼吸吹込み (×) ・ 使用の展示や例示 のみ  (※但し、訓練人形の人工肺を個人専用あるいは都度交換できる場合は	呼吸吹込み (禁忌) ・ 使用の展示や例示 のみ	【注意】 ・呼吸吹込みが可能になった際は、個人のマスクでのみ可能であり、他者との使い回しは禁止する。

	可能とします)		
--	---------	--	--

※アドバンス・プールライフガーディング講習会において受講者に試行させる場合にも準用する。

## 2. 頸椎カラー及び全脊柱固定器具(通称:バックボード)の取り扱い関係について

先般発出されました「頸椎損傷の疑いがある傷病者への頸椎カラーの使用禁止(2022年4月8日 JLA メディカルダイレクター/救助救命本部/アカデミー本部発出)」の内容に基づき整理した結果、プールライフガーディング講習会並びにアドバンス・プールライフガーディング講習会においても、当該伝達通知に準じ、その指導・伝達内容を変更・修正させて頂きたいと思っております。つきましては、今後は、以下の各要点に則ってご対応頂きたいと存じます。なお、現教本に記載されている写真や説明等の内容は全て否定するものではなく、発刊当時の指導・伝達内容として尊重して対応頂きますようお願い致します。

### 【基本の方針】

- ・プールライフガードという立場における頸椎(髄)損傷の疑いのある溺者(傷病者)への対応について、今後は、頭頸部の固定を要する際は「用手による固定」を基本とする概念指導をお願いします。
- ・「頸椎カラー」の取り扱いについて、今後の各講習会においては器具の存在説明程度に留め、使用や実技展示は行わず、積極的指導も行わないこととします。
- ・「全脊柱固定器具(通称:バックボード)」(以下、バックボードという。)の取り扱いについて、各講習会においては、教育の内容に応じて引き続き使用できるものとします。なお、その際の目的については、溺者(傷病者)に対する医療的な「処置」や「固定」のためではなく、「応急かつ緊急に、水域から陸域へ、安全で確実に救出、救助、あるいは搬出するための措置(対応)」とします。
- ・頸椎カラー及びバックボードに関する教育内容の変更については、現下のガイドライン等に準じた教育発信・伝達のあり方・方策であることをご理解ください。全国各地で様々な企業等がプールライフガードの業務を行っておりますが、中には既に医療的指導等がなされた現場や熟達したライフガード等が業務等を行っている現場も存在します。よって、各々の現場においてはその業務に関する内規等に則って行うことを尊重し、本通知が既存の現場活動を制限したり業務の遂行を妨げるものではありません。あくまでも、当会が各講習会を通じて提示・提唱する教育発信・伝達であることをご対応ください。
- ・これを機に、頸椎(髄)損傷の疑いのある者への今後の基本的な対応について、以下に整理して参ります。特に、2024年度からの頸椎(髄)損傷者への対応については、その資器材の使用要領も含めて更新することに致します。

### ●陸域における頸椎(髄)損傷の疑いのある者への対応について

- 接触時に意識があって立位でいるような状態であれば、溺者(傷病者)の前から接触し、坐位などの体位変換を施した後で無理のない範囲で頭頸部の用手固定を施しながら安定・安静を保持して救急隊等を待つ。
- 接触時に仰臥位の状態であれば、溺者(傷病者)の眼前あるいは頭頂側から接触すると同時に、頭部はそのままの位置を保てるように頭頸部の用手固定を施しながら安定・安静を保持して救急隊等を待つ。
- 接触時に伏臥位や側臥位の状態であれば、傷病者の眼前あるいは頭頂側から接触すると同時に、まずは傷病者を仰臥位等への体位変換はせずに、頭部はそのままの位置を保てるように頭頸部の用手固定に努めながら安定・安静を保持して救急隊等を待つ。
- 救急隊を待つ間、特に仰臥位の状態で急な嘔吐の対応を必要とする際は、頭頸部を愛護的に保持しながら側臥位へ体位変換を行って対処すること。なお、体位変換を行うにあたっては無理のない範囲で HAINES 体位を考慮することが望ましい。

●水域における頸椎(髄)損傷の疑いのある者への対応について

- 接触時に意識があつて立位でいるような状態であれば、溺者(傷病者)の前から接触し、無理のない範囲で頭頸部の用手固定を施す。溺者(傷病者)が独歩できるようであれば溺者(傷病者)に頭頸部をむやみに動かさないように説明したうえで、頭頸部の用手固定を一時解除して、介添えにて最寄りのプールサイドから退水させて安全な場所へ導く。その後、坐位などの体位変換を施した後で無理のない範囲で頭頸部の用手固定を施しながら安定・安静を保持して救急隊等を待つ。
- 接触時に意識がもうろうや独歩困難な状態、あるいは身動きがとれない状態であると判断した際は「水域で頸椎(髄)損傷を疑う溺者(傷病者)への対応プロトコール」(資料別添)に準じた対応に切り替え、その後の措置をはかることとします。

【具体的な変更内容】

- ・総論的な変更等は以下のとおり。

現下における指導は、概ね、既定の指導要領(最終更新日:2019年2月1日版)の内容に準じます。

プールの三重大事故を提示・提唱する限り、その危険性や弊害などの教育発信・伝達は継続して頂き、積極的な事故の予防啓発をお願いします。

なお、今後は「水域で頸椎(髄)損傷を疑う溺者(傷病者)への対応プロトコール」(資料別添)を活用した内容へ指導要領の改定を施して参ります。

- ・各論部の変更等は以下のとおり。

①プールライフガーディング講習会について

特に、指導要領【実技】の第7章「救助 8、プールから溺者(傷病者を含む)を引き上げる方法」部分が主な対象となります。

- 1:実技に際しては、規定の方法に準じ、ストラップ等を用いずにバックボードを利活用ください。ただし、既知のとおり、本使用方法については、当該製品に想定される使用目的とは異なります。よって、使用中の器具本体の破損やプールサイドの設備破損が生じる場合がありますので、実技実演の際は十分にご留意頂き、あくまでも応用とした救出・救助・搬出方法である旨指導・伝達ください。

②アドバンス・プールライフガーディング講習会について

特に、指導要領【学科】【実技】の各第8章「頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の救助」部分が主な対象となります。

- 1:学科に際しては、補足1に付記される「頸椎カラーの説明と装着の仕方のデモンストレーション(約15分)」についてはそのまま省いて頂き、時間中はメカニズムの理解や水中での確保の考え方に振り分けてください。なお同欄にある「頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の水中での確保(約5分)」における指導内容等の一部「水中(水上)で頸椎カラー、バックボード等で十分な固定を行った後に移動する」については「水域では用手固定を施しながら最寄りの有効なプールサイドへ速やかに移動した後、バックボード等を用いた救出・救助・搬出策を講じる」とします。

- 2:実技に際しては、概ね、既定の方法に準じます。

—1:共通事項:

現在、当該内容の新法が概ね完了しておりますが、指導者皆様への周知が間に合わないことが予想されます。その際は、2023年度下半期中に執り行うものについては、バックボード固定の組み立て一連では現行要領の途中で頸椎カラー使用部分をそのまま取り除いたイメージをご想像頂いて講習指導を頂ければ結構です。2024年度開始までには周知をはかるとともに、新法へ移行することとさせていただきます。2023年度中は、変更内容をご確認頂いた方々から前向きに試行頂ければ幸いです。

そのうえで、現在までに JLA メディカルダイレクター等の医科学的な見解や JLA アカデミー本部長等担当を交えた整理の結果、現下の共通事項としては以下の内容とします。

- ①基本的な考えとして、教本を用いた指導・伝達も含み、本行為については医療的な処置や固

定ではなく、あくまで、水域からの溺者(傷病者)の安全で確実な救出、救助あるいは搬出のための「措置」であり、かつ、措置を施す際は安全な状況下で速やかな完了が施されなければならないことが基本要件となります。

②2024年度からのバックボードを用いた対応についてはバックボード本体のみを使用することとして、状況に応じてストラップ(3本以上)を付加、さらにヘッドイモビライザー(ベルト1本以上)を付加することとなります。

③バックボードを用いた救出等措置の今後について

前述の②を踏まえ、救出等措置に関しては全てにおける安全性を重視する観点から、その対応には救助者自身の状況や施設の評価を取り込んだ判断と措置という構成で組み立てています。具体的には、水域で救助者自身の足が立つ／立たないという評価に加えて、施設の評価を救助者自身が適切に判断して対応にあたります。

(施設環境評価の具体例)

—1:プール水面とプールサイドに大きな落差(高低差)が無いと判断した場合

⇒バックボード+ストラップ(胸元・腰元・膝上)の組み合わせを基本単位として組み立て、速やかかつ愛護的に引き上げることを優先します。安全な場所へ搬出した後は、既に施してあるストラップの微調整を施しながら保持・活用しつつ、救助者が用手にて頭頸部の保持をして、応じて応急処置を施しながら救急隊等へ引き継ぐこととなります。

—2:プール水面とプールサイドに大きな落差(高低差)があると判断した場合

⇒バックボード+ストラップ(胸元・腰元・膝上)+ヘッドイモビライザー(ベルトなし)の組み合わせを基本単位として組み立て、速やかかつ愛護的に引き上げることを優先します。安全な場所へ搬出した後は、既に施してあるストラップ等の微調整を施しながら保持・活用しつつ、救助者が用手にて頭頸部の保持をして、応じた応急処置を施しながら救急隊等へ引き継ぐこととなります。

なお、引き上げに際して、バックボードが垂直に近い急な角度を要すると判断した場合には、ヘッドイモビライザーの額部分等にベルトを使用することを可として、溺者(傷病者)の過度な頸部屈曲の防止を図り安全を保持すること。

—3:項目1, 頸椎損傷・頸椎損傷の疑いのある場合の手当原則について

・指導内容欄「徒手にて固定し、呼吸の確認を行い、呼吸がなければ直ちにプールサイドへあげてBLSを実施する。呼吸があれば全脊柱固定後にプールサイドへあげる。受傷直後の安静と固定が最も重要であることを理解する」というところを、「徒手にて固定して意識や呼吸の評価を行う。呼吸が無いと判断した際は、速やかかつ愛護的にプールサイドへあげてBLS等を実施する。呼吸があると判断した際はバックボード等を用いて安全確実な救出・救助・搬出策を速やかに講じてプールサイドへあげる。溺者(傷病者)にとって不安定な水域においても、状況に応じた安定と安静に最善を尽くすことを理解する」に変更致します。

—4:項目2, 徒手による固定法について

・項目名称を「徒手による固定法」から「用手による固定法」に変更します。以降、指導要領中の文言を「徒手」から「用手」という表記に統一変更を行って参ります。  
・内容は、概ね既定の方法に準じます。

—5:項目3, 頸椎損傷・頸椎損傷の疑いのある場合の救助の流れ 1, 浅いプールの場合について

・内容は、概ね既定の方法に準じます。  
・以降、当面はこの内容を軸に時間をかけた反復訓練をお願いします。また、陸上において器具の説明や設定の方法など、受講者数やプール環境に応じて行ってください。  
・当該資料に関する説明資料(補足3)について、  
⇒項目「水中での傷病者の固定 足が着く浅いプールにおける固定方法(呼吸がある場合)(約40分)」での指導内容等について以下変更します。

◎準備器材から「頸椎カラー」を除いてください。

- ◎流れについては、「ヴァイスグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(あり)→頸椎カラー装着→バックボード・ヘッドイモビライザー固定→搬送/リフト～」とあるところを、「エクステンディッドアームグリップ又はヴァイスグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(あり)→用手固定保持にて至近のプールサイドへ搬送→バックボード等の救出措置→救出等～」とします。
- ◎エクステンディッドアームグリップで用手固定したままバックボードへ移乗する場合は、第一救助者はプールサイド至近で溺者(傷病者)にチェンジアップを施す⇒第二救助者等協力が沈めて用意したバックボードへ溺者(傷病者)を移乗させてそのまま用手固定継続(位置は側頭部側のままか頭頂部へ回り込み固定継続)⇒第二救助者は溺者(傷病者)へ速やかにベルト3本を装着+第三救助者は溺者(傷病者)の足部側からバックボードとともに溺者(傷病者)を安定化⇒第二救助者は第一救助者と協力してヘッドイモビライザー(ベルトなし)を装着⇒溺者(傷病者)の両腕を体側に整える⇒陸揚げを施す。ことを試行してください。なお、ヴァイスグリップで用手固定を始めた場合については、現行既定の方法をもって試行してください。
- ⇒項目「水中での傷病者の固定 足が着かない深いプールにおける固定方法(呼吸がある場合)(約15分)」での指導内容等について以下変更します。
  - ◎準備器材から「頸椎カラー」を除いてください。
  - ◎現行既定のとおり、本方法は紹介程度で結構です。その分、足が着くプールでの固定方法の訓練に注力してください。
  - ◎流れについては、「エクステンディッドアームグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(あり)→搬送→頸椎カラー装着→バックボード固定→搬送/リフト～」とあるところを、「エクステンディッドアームグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(あり)→用手固定保持にて至近のプールサイドへ搬送→バックボード等の救出措置→救出等～」とします。
- ⇒項目「呼吸が無い傷病者への処置(約30分)」での指導内容等について以下変更します。
  - ◎バックボードでのリフトの際の流れについては、「エクステンディッドアームグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(なし)→プールサイド際へ徒手固定で搬送→バックボードへ乗せる/固定はしない→リフト～」とあるところを、「エクステンディッドアームグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(なし)→用手固定保持にて至近のプールサイドへ搬送→仰臥位にてバックボードへ移乗等の救出措置→救出等～」とします。なお、溺者(傷病者)の体格や施設環境によってプールサイドへの引き上げの際に溺者(傷病者)の安全が確保できないと判断した場合には、速やかに3本のストラップ固定のみを施してから引き上げるとすることを付記します。
  - ◎ホリズタルリフトの際の流れについては、「エクステンディッドアームグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(なし)→プールサイド際へ徒手固定で搬送→プールサイド際でリフトアップ準備→リフト～」とあるところを、「エクステンディッドアームグリップ→ロールオーバー→呼吸の確認(なし)→用手固定保持にて至近のプールサイドへ搬送→仰臥位にてリフトアップの準備→救出等～」とします。

#### 【その他】

- ・既知のとおり、全国各々講習会の受講者数には相当の人数差が生じています。当該資器材の対応に伴う講習指導においては、指導者の数や力量はもとより、受講者の数、受講者の力量等々を勘案しながら、人的にも物的にも事故を起こさないよう、状況に応じた対応をお願いしたいと思います。特に、バックボード固定そのものの基本要領や動作を理解して頂くためにも、受講者の数が少ない場合など水域で有効な指導にならないと判断した場合は、裁量の範疇において陸域での練習なども応用していただきますようお願い致します。
- ・2023年度下半期中については本通知の下に試行させて頂きながら教育内容の精査・向上・定着を



目指して参ります。担当指導員の皆様方には大変なご不自由をお掛けすることとなりますが、応じて、プールライフゲーディング委員会として補足させて頂きますので、ご理解の程、何卒宜しくお願い申し上げます。なお、本変更・修正内容に関する実技解説等補足資料ができましたら適時共有をはかります。

- ・当該指導について、ご不明な点、あるいはご確認事がございましたらプールライフゲーディング委員会(担当:大塚)までご連絡ください。

### 3, 図上訓練の導入について

既知のとおり、全国各々講習会の受講者数には相当の人数差が生じています。講習指導においては、指導者の数や力量はもとより、受講者の数、受講者の力量等々を勘案しながら、状況に応じた対応をお願いしたいと思います。特に、アドバンス・プールライフゲーディング講習会における「緊急時対応計画」での講習指導では、受講者の数が少ない場合は規定どおりの実技の実行ができない場合が生じています。よって、有効な指導にならないと判断した場合においては、裁量の範疇において、図上訓練なども応用して活用いただきますようお願い致します。

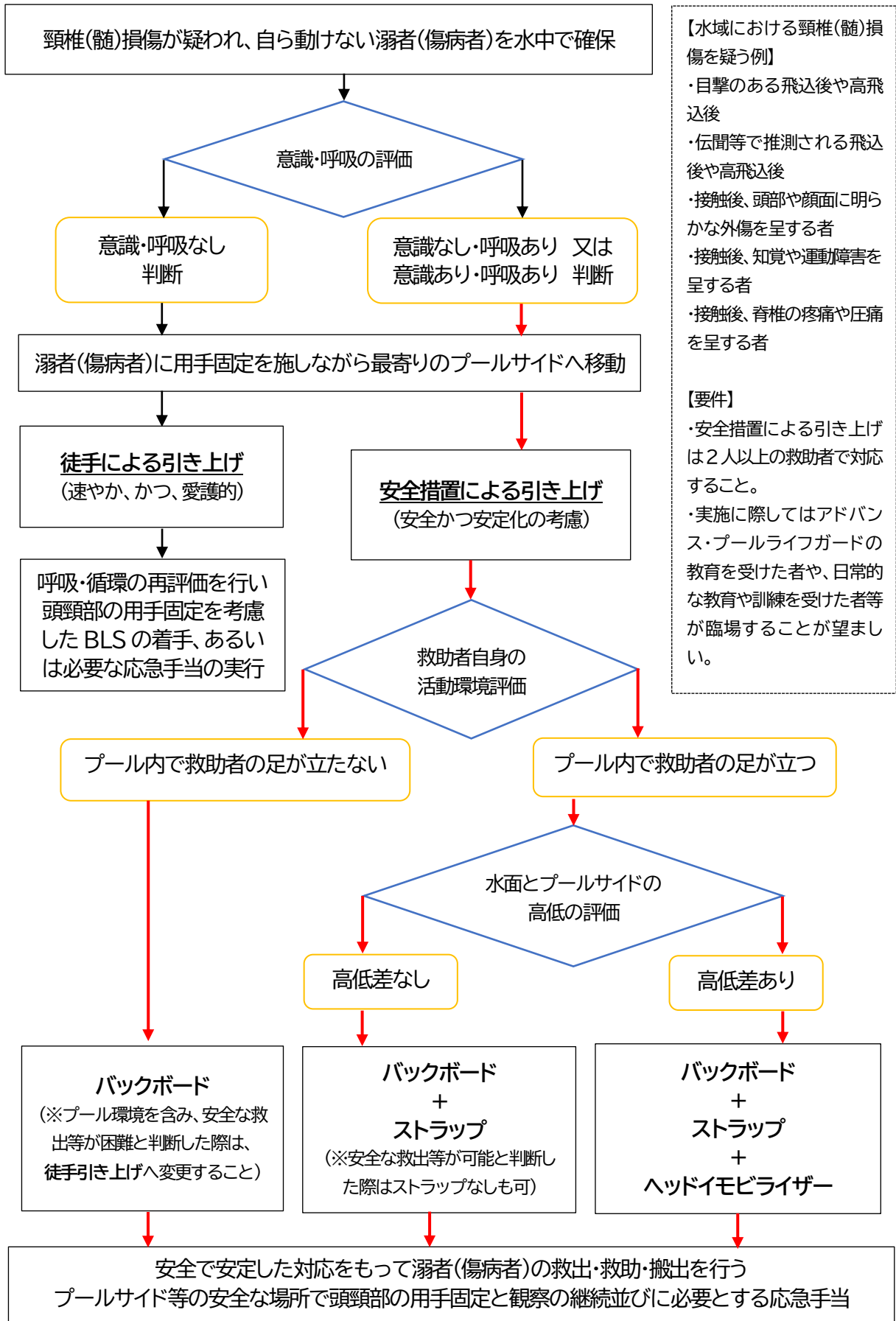
#### ●アドバンス・プールライフゲーディング講習会について

特に、指導要領【実技】の各第6章「緊急時対応計画」部分が主な対象となります。

- 1:実技に際して受講者の数が少ない場合、あるいは会場施設の事情において実技が困難であると判断した場合については、座学会場等において白板等を用いた図上訓練を実技の代用とすることが出来るものとします。なお、その想定については現実的なもので、その方法については器材等を事前に準備するなどを要せず、座学会場等に見合った簡易簡便な方策をもって行うこととします。

以上

— 水域で頸椎(髄)損傷を疑う溺者(傷病者)への対応プロトコール — (別添)



【水域における頸椎(髄)損傷を疑う例】

- ・目撃のある飛込後や高飛込後
- ・伝聞等で推測される飛込後や高飛込後
- ・接触後、頭部や顔面に明らかな外傷を呈する者
- ・接触後、知覚や運動障害を呈する者
- ・接触後、脊椎の疼痛や圧痛を呈する者

【要件】

- ・安全措置による引き上げは2人以上の救助者で対応すること。
- ・実施に際してはアドバンス・プールライフガードの教育を受けた者や、日常的な教育や訓練を受けた者等が臨場することが望ましい。